



2022.3月号

発行

砂川商工会議所
砂川市西4条北4丁目
TEL(☎)52-4294・FAX52-4296

編集

砂川商工会議所広報委員会
(通巻 624号)

<https://sunagawa-cci.or.jp/>
E-mail:info@sunagawa-cci.or.jp

まん延防止等重点措置協力支援

北海道による要請に応じて、営業時間の短縮等により、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策にご協力いただいた施設(店舗)を管理する事業者を対象に、協力支援金を支給いたします。

対象施設	飲食店、遊興施設(飲食店営業許可がある店舗)、結婚式場、カラオケ店
要請期間	下記の要請期間・内容の全てにおいて取り組んだ事業者が対象となります。 ◎令和4年1月27日(木)～2月20日(日) ※遅くとも1月29日(土)からご協力いただく必要があります。
要請内容	北海道飲食店感染防止対策認証制度(第三者認証制度)の有無によって、要請期間における要請内容が異なります。 <認証店> ○全ての期間において、次のAまたはBいずれか一方の要請に応じる(※変更不可) A:営業時間を5時～21時の間に短縮し、かつ、酒類の提供(店内持込を含む)を11時～20時とする B:営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない <非認証店> ○全ての期間において、営業時間を5時～20時の間に短縮し、かつ、酒類の提供を行わない <認証店・非認証店とも共通> ○同一グループの同一テーブルへの入店案内は4人以内 ○業種別ガイドラインや感染防止対策チェックリスト項目を遵守 ○カラオケ設備の提供を行う場合、利用者の密を避ける、換気の確保等、感染対策を徹底する
支給金額	◎中小企業・個人事業者 認証店A:1店舗1日あたりの売上高に応じて、1店舗毎に2.5万円～7.5万円/日 認証店B・非認証店:1店舗1日あたりの売上高に応じて、1店舗毎に3万円～10万円/日 上記に加え:1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日 ◎大企業 1店舗1日あたりの売上高の減少額に応じて、1店舗毎に最大20万円/日
受付期間	令和4年2月21日(月)から3月31日(木)まで【当日消印有効】
申請方法	電子申請 及び 郵送申請 ※郵送の場合は、簡易書留やレターパックプラス(郵便物の追跡ができる方法)となります。 【申請書類の郵送先】〒063-8691 札幌西郵便局 郵便私書箱第39号 北海道感染防止対策協力支援金事務局
申請書類	◎申請書及び誓約書(当所でもご用意しています) ◎売上高及び営業実態が確認できるもの 1日あたりの売上高を算出した年の1～2月の売上台帳等の写し及び直近の確定申告書 ◎営業に必要な許可(飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証)の写し ◎業種・業態・従前の営業時間が確認できるもの 宣伝チラシ等、外観と内観の様子がわかる写真、飲食店情報サイト等 ◎要請期間中に営業時間の短縮や酒類提供時間の短縮等の取組を行ったことがわかる告知チラシ、掲示物等の写し ◎口座振替を希望する口座の通帳等の写し ◎本人確認書類の写し(個人事業者のみ) ※緊急事態措置協力支援金を申請済の方は省略できる書類があります

【お問合せ・ご相談】 砂川商工会議所 TEL0125-52-4294

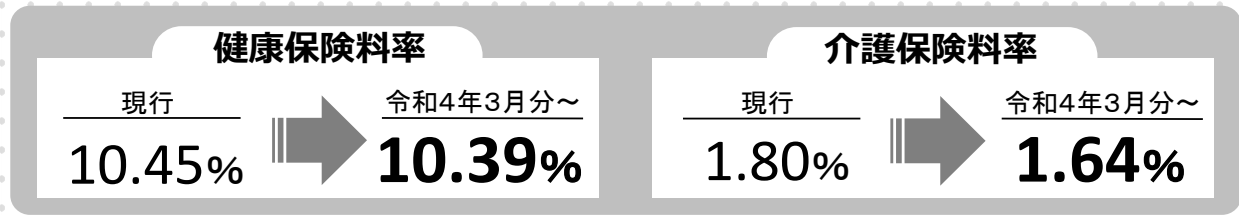
北海道感染防止対策協力支援金コールセンター TEL011-350-7377

【申請・詳細HP】 <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/kks/inshokutenshien/100070.html>

令和4年3月分（4月納付分）からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

※任意継続被保険者の方は4月分（4月1日納付期限分）から変更となります

北海道支部の保険料率は引き下げになります



北海道支部の保険料率がマイナスとなるのは初めてです。

新型コロナウイルス感染症拡大により、加入者の皆さまの医療機関受診に対する行動変容が起こったことで、医療費の上昇が一時的に抑制されたことが主な要因です。加入者の皆さまには引き続き、①健康診断・特定保健指導（健康サポート）を受けていただくこと②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと（健康事業所宣言）③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を実践いただくことにご協力いただきますよう、お願いいたします。

皆さまの取組が、保険料率の伸びを抑える大きな力になりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。



全国健康保険協会 北海道支部
協会けんぽ

http://www.kyoukaikenpo.or.jp/
☎011-726-0352（代表）

お財布にも
優しい！

上手な医療のかかり方について、
下記のようにWEB検索ください。

協会けんぽ 医療費節約術 検索

YEGコーナー

第2回臨時会員総会開催
「令和3年度副会長・専務理事・理事が決定！」

第2回臨時会員総会（書面）が開催されました。

昨年の第1回臨時会員総会において、次年度会長には多比良和伸君が決定しており、青年部役員選出規定第6条により、次年度会長が当該年度の副会長・専務理事・理事を選任し総会の承認をもって決定することになっており、次のとおり副会長2名、専務理事1名、理事5名を選任し、承認されました。

令和4年度 役員・理事

（敬称略）

会長 多比良和伸（新任）

副会長 タヒラ・デンタルクリ

副会長 エイション 代表

副会長 水島聖一（新任）

副会長 三共建具工業(株)

専務取締役

副会長 池内一也（新任）

(有)カネイ池内商店

専務理事 代表取締役
増井 悟（新任）

理事 (株)増建 代表取締役

理事 八巻崇泰（再任）

理事 (有)ヤマキ自動車工業

理事 代表取締役

理事 田宮正之（再任）

理事 (有)田宮板金工業

理事 専務取締役

理事 榎原圭太（再任）

理事 北斗総業(株) 工場長

理事 酒井 瞳（再任）

理事 すなつく瞳 代表

理事 香山素子（新任）

理事 銀座園 代表

理事 住亮太郎（新任）

理事 (有)池川生花店

理事 代表取締役

理事 高橋正宗（再任）

理事 (株)川上鐵工製作所

理事 代表取締役

※会員の皆様ご協力方よろしく
お願い致します。

YEGのうごき2月

18日▼第2回臨時会員総会

書面

25日▼日本YEG第41回全国大会

WEB

電子帳簿保存法が改正されました

R3.05
(R3.12改訂)

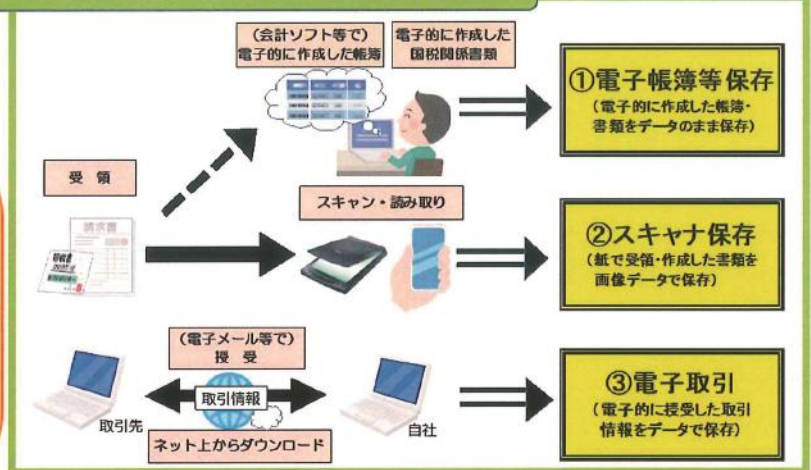
経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年度の税制改正において、「電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律（平成10年法律第25号。以下「電子帳簿保存法」といいます。）」の改正等が行われ（令和4年1月1日施行）、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等について、抜本的な見直しが行われました。具体的な改正内容は以下のとおりです。

導入

Q: そもそも電子帳簿保存法とは、
どのようなものですか？

A: 各税法で原則紙での保存が義務づけられて
いる帳簿書類について一定の要件を満たし
た上で電磁的記録（電子データ）による保
存を可能とすること及び電子的に授受した取
引情報の保存義務等を定めた法律です。
電子帳簿保存法上、電磁的記録による保
存は、大きく右の3種類に区分されています。

～ 電子帳簿保存法上の区分（イメージ）～



青色申告会よりお知らせ 「ブルーリターンA」を使って特別控除65万円を！

令和3年分の個人事業者の所得税及び確定申告は、基本的には3月15日（火）までとなっていますが、来年の申告に向けて、青色申告会ではパソコンの会計ソフト「ブルーリターンA」を使用しての記帳をお勧めしております。

上記の「電子帳簿保存法」の改正に伴い、青色申告特別控除65万円の適用を受けるには帳簿を電子化する必要があります。「ブルーリターンA」はイータックス機能を有しており、電子帳簿保存法に準拠した会計ソフトですので、追加要件にも簡単に備えることができます。ソフトをご利用頂くことにより、仕訳帳・総勘定元帳・補助元帳などの会計帳簿はもとより、減価償却費計算から青色申告決算書・所得税確定申告書・消費税確定申告書及び付表の作成ができます。

青色申告会会員幹旋価格は、税込29,700円（3年分の保守料込）です。ぜひご検討ください。

■購入前に試したい方は ブルーリターンA公式ホームページから無料体験版をダウンロードできます。
(アドレス <https://www.bluereturna.jp>)

■対応業種

小売・卸売業、製造業、理容・美容業、飲食業、建設業、サービス業、運送業、農業、不動産賃貸業、その他

■動作環境

動作 OS：windows11/Windows 10/ Windows8.1

対応機種：1GHz以上のプロセッサを搭載した日本語OSが稼働するパソコン

※ Windows10/8.1のタッチパネル機能及び Windows RT8.1は動作保証の対象外です。

※ Windows7は令和2年1月14日をもって動作保証を終了しています。

※お問い合わせは砂川青色申告会事務局 (TEL 52-4294) までお願いします。

砂川商工会議所

労働保険事務組合のご案内

■労働保険事務組合とは？

事業主の皆様は代わって、労働保険（労災保険、雇用保険）に関する事務処理を行います。公共職業安定所や労働基準監督署への事務手続き、労働保険料の申告納付、雇用保険の資格取得および喪失などの複雑な手続きをすべて代行します。事業主の皆様は事務処理が大幅に軽減されます。砂川商工会議所は、国の認可を受け、会員サービスの一環として事務組合を運営しています。

■事務委託をした場合のメリットは？

◎事務組合が一括して事務処理をしますので事務が大幅に軽減されます。

◎労働保険料を3回に分割して納付することができ、納付の負担が軽くなります。（通常は、一定額を超えないと分割納付ができません。）

◎事業主及び家族従事者も労災保険に加入することができます。

■委託できる事業主は？

常時使用する労働者が
◎金融・保険・不動産・小売業
にあつては50人以下の事業主
◎卸売の事業、サービス業にあつては100人以下の事業主
◎その他事業にあつては300人以下の事業主

■事業主に代わって行う事務は？

◎労働保険料の申告及び納付に関する事務
◎保険関係成立届、雇用保険の事業所設置届・変更届の提出等に関する事務
◎労働保険の特別加入の申請に関する事務
◎雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
◎その他労働保険の適用徴収にかかる申請、届出、報告等に関する事務

▼お問い合わせは

砂川商工会議所 相談業務課
(TEL 52-4294) までお願いいたします。

砂川商工会議所
新入会員の紹介

▽山内建築設計事務所

代表 山内 英嗣 様

砂川市空知太東3条5丁目

2-111

業種 建築設計業

△会議所所属部会▽

建設部会

▽スナック 優&愛

代表 成田 春美 様



砂川市西2条北2丁目2-19

業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽スナック さいくる

代表 柳下 ひとみ 様

砂川市西2条北2丁目2-19

業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽スナック 和

代表 藤山 和枝 様



砂川市西2条北1丁目1-8

プレジデント観光ビル3F

業種 飲食業

△会議所所属部会▽

サービス部会

▽ダンススタジオ パートナー

代表 大槻 耕次郎 様



砂川市西2条南1丁目1-9

業種 ダンス教室

△会議所所属部会▽

理財部会

☆ご入会ありがとうございます。

常議員会のうごき 2月

第5回常議員会開催

▽日 時

令和4年2月25日(金)正午

▽場 所

砂川パークホテル

▽報告事項

(1) すがわわ飲食店応援券換

金状況報告について

(2) 主要業務報告2月3月行

事予定について

(3) 会員異動調書について

(4) 各会計報告について(令和

4年1月現在)

(5) 各委員会報告について

▽議 事

(1) 令和3年度一般・事業サー

ビス会計・相談所特別会

計補正予算(案)について

(2) 服務規制の一部改正(案)

について

(3) 会頭の選任要領一部改正

(案) について

▽その他

(1) 砂川駅前地区整備基本設
計書(案)概要版について

委員会のうごき 2月

第7回広報委員会開催

去る、2月21日(月)に、第

11回広報委員会が書面にて開催

され、次の議案について審議さ

れました。

▽議 事

(1) 掲載記事の検討について

第3回総務委員会開催

去る、2月22日(火)12時より

当所第1会議室に於いて、第3

回総務委員会が開催され、次の

議案について審議されました。

▽報 告

(1) 会員異動状況について

▽議 事

(1) 一般会計・相談所会計補正

予算(案) について

(2) 会頭選任要領一部改正

(案) について

(3) 服務規則第3章勤務時間

及び休日、休暇の一部改

正(案) について

会議所のうごき 2月

9日▼第11回三役会 会議所

10日▼第252回全道商工会議所専

務理事会議 WEB

21日▼第11回広報委員会

書面開催

22日▼第3回総務委員会

会議所

24日▼国民健康保険運営協議会

市役所

25日▼第5回常議員会

砂川パークホテル

▼日本商工連盟砂川地区連

盟理事會

砂川パークホテル

会議所のうごき 3月 予定

8日▼日本商工連盟北海道連合

会令和4年度総会

WEB

▼第185回常議員会・第195回

会員総会合同会議

WEB

9日▼第12回三役会

WEB

22日▼第12回広報委員会

会議所

24日▼第6回常議員会

砂川パークホテル

29日▼臨時議員総会

砂川パークホテル

お買い物物は地元商店街で!